

長野県ガソリン緊急支援事業 申請のご案内

長野県では、燃料価格の高騰により生活にお困りの方を支えるため、ガソリン支援を行います。

支援内容 全国石油業共済協同組合連合会発行「ガソリンのギフト券」5,000 円分(1世帯1回限り)

送付方法 ゆうパックで申請書記載の住所にお送りします。

申請できる方 以下を全て満たす世帯の**生計維持者**(生活費等を最も多く支払っている方)

- 1 令和 7 年 1 月 1 日時点で長野県に住民登録がある世帯
- 2 令和 6 年度住民税非課税もしくは令和 5 年の世帯の年収(控除前)が 200 万円未満の世帯 または
令和 7 年度住民税非課税もしくは令和 6 年の世帯の年収(控除前)が 200 万円未満の世帯
- 3 自動車(水素自動車・電気自動車を除く)、自動二輪車または原動機付自転車を使用している世帯
(車検証等で確認できること)

申請期間 令和 7 年 2 月 28 日(金)~7 月 31 日(木) (消印有効)

申請方法 郵送またはオンライン

郵送による申請 1~4の書類を封筒(申請者でご用意ください)に入れ、次の送付先に郵送してください。

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 長野県社協内 長野県ガソリン緊急支援事務センター

- 1 **申請書**(本用紙の裏面に必要事項を記載)
- 2 **世帯員全員が記載された住民票**※マイナンバー及び本籍地が記載されていないもの
(令和 7 年 1 月 1 日時点で長野県内に住民登録があることが分かるもの)
- 3 **申請者の収入等の状況が分かる書類**(申請者以外の世帯員の証明書は必要ありません)
 - (1) 令和 6 年度または令和 7 年度の住民税非課税世帯の場合
⇒**申請者の令和 6 年度分または令和 7 年度分住民税課税(非課税)証明書**
(令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの所得が記載された証明書) または
(令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの所得が記載された証明書)
 - (2) 令和 5 年または令和 6 年の世帯の年収(控除前)が 200 万円未満の場合
⇒**申請者の令和 6 年度分または令和 7 年度分所得証明書**
(令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの収入(控除前)、所得が記載された証明書)または
(令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの収入(控除前)、所得が記載された証明書)
- 4 **自動車等を使用していることが分かる書類の写し**
 - (1) 自動車、自動二輪車(排気量 250cc 超)の場合
⇒**車検証の写しまたは自動車検査証記録事項(A4縦)の写し**
(使用者欄に世帯員(申請者以外も可)の氏名の記載があるもの、有効期限の記載があるもの)
 - (2) 自動二輪車(排気量 250cc 以下※原付含む)の場合
⇒**自賠責保険証の写し**(世帯員(申請者以外も可)の名義のもの、申請日時点で有効なもの)

オンライン申請 以下のページをご確認ください。

<https://www.nagano-gs-kinkyu.jp>



お問い合わせ先

長野県ガソリン緊急支援事務センター

電話番号: 026-217-7827 (受付時間 9:00~16:00(土日祝除く))

ホームページ:<https://www.nagano-gs-kinkyu.jp>